第三期鹿児島市特定健康診査等実施計画

平成 30 年 3 月

鹿児島市国民健康保険課

目　次

１．第三期実施計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２．第一期・第二期実施計画の結果及び取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

３．第三期実施計画の目標値の設定及び対象者の見込み　・・・・・・・・・・・・　1

４．第二期実施計画目標値との違い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

５．特定健康診査等の実施方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

６．代行機関の利用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

７．個人情報の保護　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

８．計画の公表・周知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

９．計画の評価及び見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

10．参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

（注）本書の元号については、本計画策定時点のものを使用しております。

１．第三期実施計画策定の趣旨

平成 20 年度から国民健康保険の保険者をはじめとして全医療保険者に、40 歳から 74 歳の被保険者、被扶養者を対象とするメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病に関する健康診査（以下、「特定健康診査」という。）及び保健指導（以下、「特定保健指導」という。）の実施が義務づけられた。

これを受けて鹿児島市では、平成 20 年度を初年度として 5 年を一期とする特定健康診査等実施計画（以下、「第一期実施計画」という。）に基づき特定健康診査・特定保健指導（以下、「特定健康診査等」という。）の実施に取り組み、その実施結果を踏まえ、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間を計画期間とする第二期特定健康診査等実施計画（以下、「第二期実施計画」という。）を策定した。

第二期実施計画が平成 29 年度で終了することから、平成 30 年度から第三期特定健康診査等実施計画（以下、「第三期実施計画」という。）を策定する。なお、第一期実施計画及び第二期実施計画は 5 年を一期としていたが、医療費適正化計画等が見直されたことを踏まえ、第三期実施計画からは 6 年一期として策定する。

２．第一期・第二期実施計画の結果及び取組

平成 29 年度までの特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率は、参考資料 1 のとおりである。

特定健康診査の受診率は、性別では男性より女性の方が高く、年齢別では 40 歳～64 歳より 65 歳～74 歳の方が高くなり、平成 20 年度以降、微増傾向にあるが、全体として目標値に達していない状況である。

特定保健指導の実施率は、積極的支援よりも動機付け支援の方が高く、平成 20 年度以降、年々増加傾向にあるが、健診と同様、全体として目標値に達していない。

特定健康診査受診率向上の方策として、平成 20 年度から毎年未受診勧奨通知を送付し、平成 22 年度には対象者への全戸訪問による受診勧奨を実施、平成 23 年度からは、治療中データの情報を本人同意のもと医療機関より直接提供していただく仕組みの確立を図ってきた。また、平成 26 年度には保険証と特定健康診査受診券の一体化、平成 29 年度から、登録された事業所等でサービスを受けられるクーポンを健診受診者に配付する特定健診トク得キャンペーン事業を開始した。

また、特定保健指導の実施率向上の方策としては、保健指導未予約者へ再案内通知及び電話勧奨の実施、平成 24 年度から特定保健指導利用者へフィットネスクラブ無料体験券の配付、平成 28 年度には個別訪問による特定保健指導の充実を図った。

３．第三期実施計画の目標値の設定及び対象者の見込み

第三期実施計画の達成目標は、平成 35 年度において特定健康診査受診率を 60%、特定保健指導実施率を 60%とし、6 年間の各年度の目標値については、次のとおり定める。

【図表 1】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度 (国の目標値)
特定健康診査の受診率	35%	40%	45%	50%	55%	60% (60%)
特定保健指導の実施率	40%	42.5%	45%	50%	55%	60% (60%)
特定保健指導対象者の減少率 (H20 年度比)	―	―	―	―	―	25%減少 (25%以上減少)

4．第二期実施計画目標値との違い

メタボリックシンドロームの該当者と予備群（以下、メタボ該当者等）の減少率については、第二期は平成 20 年度比で減少率 25%以上の目標を設定していた。

メタボ該当者等には約 50%の服薬者が含まれており、非服薬者を対象とする特定保健指導の効果をメタボ該当者等の減少率で測ることは十分とはいえないため、特定健康診査・特定保健指導の成果に関する目標は、第一期と同様に特定保健指導対象者の減少率を目標とする。

5．特定健康診査等の実施方法

1）特定健康診査

（1）対象者

特定健康診査の対象者は、本市国民健康保険の加入者で、実施年度に 40 歳以上となる方とする。なお、対象者数の推計は参考資料 2 のとおりである。

（2）実施方法

特定健康診査は、次のとおりとし、健診実施機関に委託する。なお、特定健康診査実施機関については、市ホームページに掲載する。

ア　集団健診：医療機関（健診センター等）、市保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、診療目的に開設されているものではなく、専用の設備を設けて（日時を指定して健診のみを実施する場合を含む）健診を行うもの

イ　個別健診：医療機関等の施設において、一般の外来患者に対する設備を共用して健診を行うもの（受診者が診療を目的として来院している患者に混じって特定健康診査を受診する形態）

（3）実施期間

特定健康診査の実施期間は、通年実施（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）する。なお、特定健康診査の実施スケジュールは参考資料 3 のとおりである。

（4）案内や周知の方法

特定健康診査受診券は、保険証と一体化したものを前年度末に対象者へ送付する。周知は特定健康診査受診券と一緒にチラシを同封するほか、市広報紙、市のホームページ等を活用する。また、当年度健診未受診者には、文書による受診勧奨も実施する。

（5）健診項目

ア　必須項目（受診者全員に実施）

既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）

自覚症状及び他覚症状の有無の検査

身長、体重及び腹囲の検査

BMI（BMI＝体重（kg）÷　身長（m）^{2}）の測定

血圧測定

肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）

血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）

血糖検査（空腹時血糖）

尿検査（尿糖、尿蛋白）

イ　詳細項目（一定の基準のもと、医師が必要と判断した方に実施）

心電図検査

眼底検査

貧血検査

ウ　追加項目（鹿児島市独自）

血清クレアチニン、ヘモグロビン A1c、血清尿酸、尿潜血

（6）自己負担額

特定健康診査に係る自己負担額は、無料とする。

（7）医療機関等との連携

治療中であっても特定健康診査の受診対象者であることから、かかりつけ医から本人へ健診の受診勧奨を行っていただくよう、医療機関へ十分な説明を行う。また、本人同意のもとで、保険者が診察における検査データの提供を受け、特定健康診査結果のデータとして円滑に活用できるよう、かかりつけ医への協力依頼及び連携を行う。

また、事業主及び本人の同意のもと、事業主健診の実施機関に健診データの提供を依頼する。人間ドック等の実施機関においても本人の同意のもと、健診データの提供を依頼する。

（8）健診結果の通知

特定健康診査の結果は、健診実施機関から直接受診者本人へ通知される。その際には、基準範囲外の値を示している項目、基準範囲外の値の程度、検査項目が示す意義等について、分かりやすく受診者に伝える。

（9）他の健診との同時実施について

保健所が実施するがん検診等と特定健康診査を可能な限り同日、同会場において受診できるようにする。

2）特定保健指導

（1）実施方法

特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号以下「実施に関する基準」という。）を満たす、鹿児島市保健所・保健センター及び委託機関で実施する。

（2）健診から保健指導実施の流れ

特定健康診査受診後、特定保健指導対象者には、保健指導実施機関より特定保健指導の案内文書等を郵送する。実施の流れ及びスケジュールは参考資料 3 のとおりである。

また、腹囲・体重・血圧・喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる対象者には、健診当日に初回面接を行うことができる。その場合は、全ての結果がそろった後に、電話等を用いて対象者と目標や行動計画を完成させる。

（3）特定保健指導の内容

ア　動機づけ支援

・対象者：生活習慣の改善が必要で、そのための支援を要する方とする。

・支援期間：原則 1 回の支援を行い、3 か月以上経過後に評価を行う。

・支援内容：対象者自らが身体に起こっている変化を理解し、生活習慣の改善点や継続すべき行動等に気づき、自ら目標を設定し、行動に移すことができるよう支援する。

イ　積極的支援

・対象者：生活習慣の改善が必要で、継続的にきめこまかな支援を要する方とする。

・支援期間：3 か月以上の継続的な支援を行い、継続的な支援後に評価を行う。

・支援内容：動機付け支援に加えて、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、実践可能な具体的な行動目標について対象者自らで選択し、行動が継続できるよう支援を行う。

なお、特定保健指導含む要保健指導対象者数の見込み及び優先順位等は、参考資料 4・5 のとおりである。

（4）自己負担額

特定保健指導に係る自己負担額は、無料とする。

6．代行機関の利用

本市国保において、医療保険者の負荷を軽減するため医療保険者に代わって、費用の決済、保健指導対象者の階層化等のデータを取りまとめる業務を代行機関である鹿児島

県国民健康保険団体連合会を利用して、特定健康診査等を円滑かつ効果的に実施する。

7．個人情報の保護

1）基本的な考え方

特定健康診査、特定保健指導で得られる健康情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び鹿児島市個人情報保護条例を踏まえた対応を行う。

また、特定健康診査を外部委託する際は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理する。

2）記録の管理・保存等

（1）記録の管理

特定健康診査等の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システムで行う。

（2）保存期間

特定健康診査等の記録は、実施年度の翌年度から起算して 5 年間保存する。ただし、他の医療保険者に異動するなど本市国民健康保険の被保険者でなくなった場合は、異動年度の翌年度末までの保存とする。

8．計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 3 項（保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅延なくこれを公表しなければならない）に基づく計画は、本市ホームページ等への掲載によりで公表、周知する。

9．計画の評価及び見直し

1）評価

特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率について、目標値の達成状況を毎年度評価する。

2）見直し

平成 32 年度に、特定健康診査等の実施方法、内容、実施率等について中間評価を行い、必要に応じ、実施方法、目標設定等の見直しを行う。

参　考　資　料

参考資料１　平成 20 年度～平成 29 年度　特定健康診査受診率・特定保健指導実施率推移

参考資料２　鹿児島市国民健康保険における目標値及び対象者数

参考資料３　生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導の実践スケジュール

参考資料４　糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導

参考資料５　糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導対象者見込み・目標値

【参考資料 1】

平成20年度～平成29年度　特定健康診査受診率・特定保健指導実施率推移

			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査対象者数（人）			89,604	89,551	88,263	89,271	90,062	90,283	89,725	88,253	86,035	―
特定健康診査受診者数（人）			17,682	21,350	23,127	22,609	27,382	26,263	27,774	27,638	26,531	―
特定健康診査受診率（目標値）			19.7%（30%）	23.8%（40%）	26.2%（50%）	25.3%（60%）	30.4%（65%）	29.1%（30%）	31.0%（37.5%）	31.3%（45%）	30.8%（52.5%）	-（60%）
特定健康診査受診率	男性	40歳～64歳	10.0%	11.0%	13.7%	14.1%	16.2%	15.7%	17.1%	17.2%	16.5%	―
		65歳～74歳	24.5%	32.3%	32.7%	30.9%	37.1%	34.9%	36.9%	36.9%	36.2%	―
	女性	40歳～64歳	16.4%	18.2%	21.2%	21.2%	24.7%	23.2%	23.8%	24.1%	23.0%	―
		65歳～74歳	28.0%	37.3%	37.5%	35.2%	42.6%	40.1%	41.9%	41.7%	40.8%	―
特定保健指導対象者数（人）			2,816	3,134	3,243	2,779	3,175	2,859	3,069	2,991	2,790	―
特定保健指導実施者数（人）			264	621	813	889	923	920	889	1,076	1,056	―
特定保健指導実施率（目標値）			9.4%（25%）	19.8%（30%）	25.1%（35%）	32.0%（40%）	29.1%（45%）	32.2%（35%）	29.0%（45%）	36.0%（50%）	37.8%（55%）	-（60%）
	動機付け支援		10.9%	21.4%	28.7%	35.7%	33.6%	35.4%	32.5%	40.4%	42.8%	―
	積極的支援		3.9%	13.3%	11.9%	19.4%	13.9%	21.5%	16.1%	20.2%	17.9%	―
内臓脂肪症候群該当者の減少率			―	24.0%	23.7%	21.4%	25.3%	21.5%	19.6%	19.9%	20.3%	―

※　法定報告の数値より

【参考資料 2】

鹿児島市国民健康保険における目標値及び対象者数

			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
目標値	特定健康診査受診率		35%	40%	45%	50%	55%	60%
	特定保健指導実施率		40%	42.5%	45%	50%	55%	60%
	特定保健指導対象者減少率（平成20年度比）		―	―	―	―	―	25%減少
特定健康診査対象者数（人）	男性	40歳～64歳	15,413	14,836	14,282	13,748	13,234	12,739
		65歳～74歳	21,814	21,937	22,060	22,184	22,309	22,434
	女性	40歳～64歳	18,022	17,107	16,239	15,414	14,631	13,888
		65歳～74歳	28,545	28,910	29,279	29,654	30,033	30,416
	合計		83,794	82,790	81,860	81,000	80,207	79,477
特定健康診査受診者数（人）			29,328	33,116	36,837	40,500	44,114	47,686
特定保健指導対象者数（人）			3,168	3,577	3,978	4,375	4,765	5,150
	動機付け支援　※		2,493	2,815	3,131	3,443	3,750	4,053
	積極的支援　※		675	762	847	932	1,015	1,097
特定保健指導実施者数（人）			1,267	1,520	1,790	2,187	2,620	3,090
	動機付け支援		997	1,196	1,409	1,721	2,062	2,432
	積極的支援		270	324	381	466	558	658

※保健指導の発生率については、第二期実施計画（平成25年から28年度まで）の結果に基づき、動機付け支援8.5%、積極的支援2.3%とした。

【参考資料 3】

生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導の実践スケジュール（30年度～35年度）

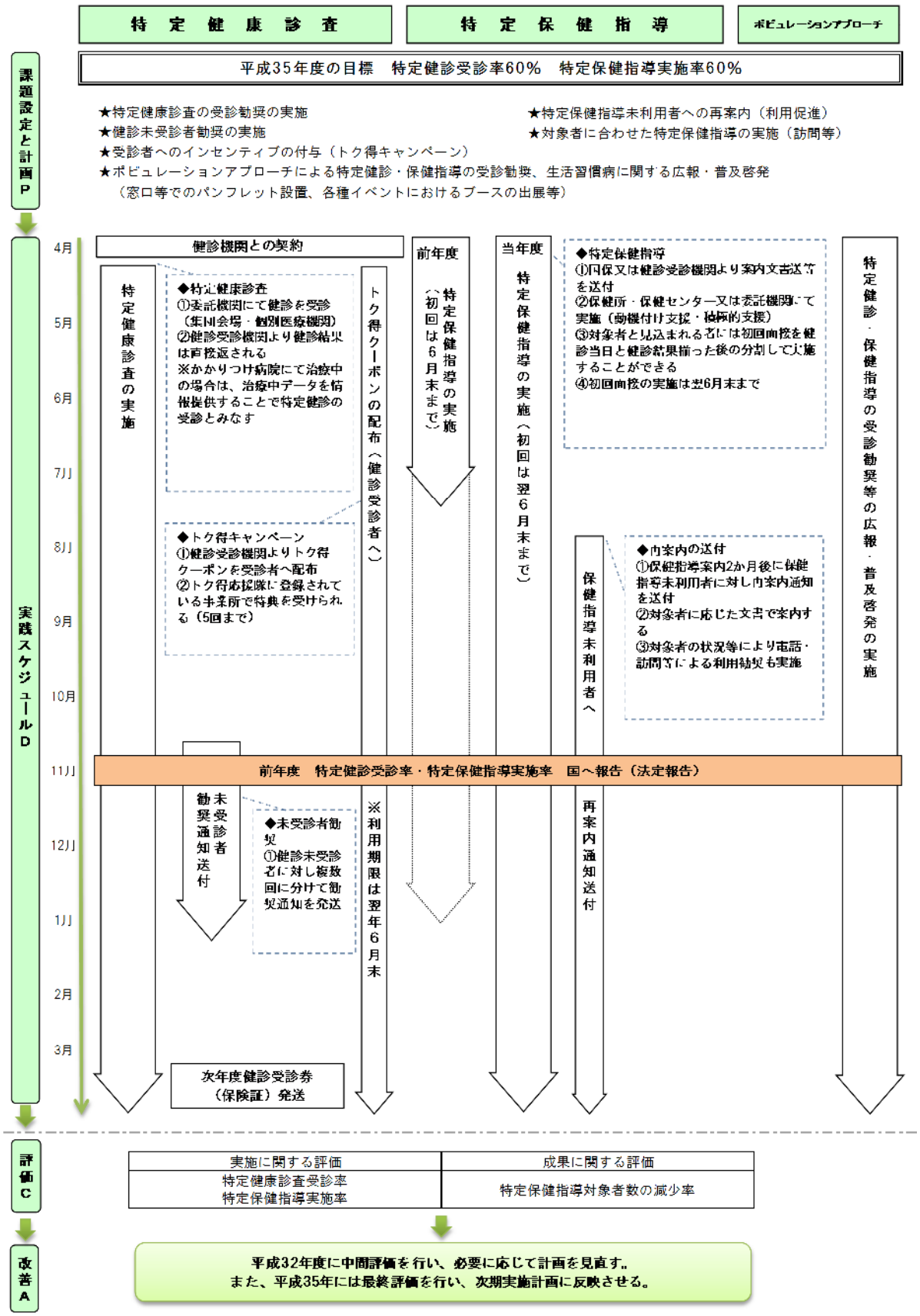

【参考資料４】

糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導

健診から保健指導実施へのフローチャート

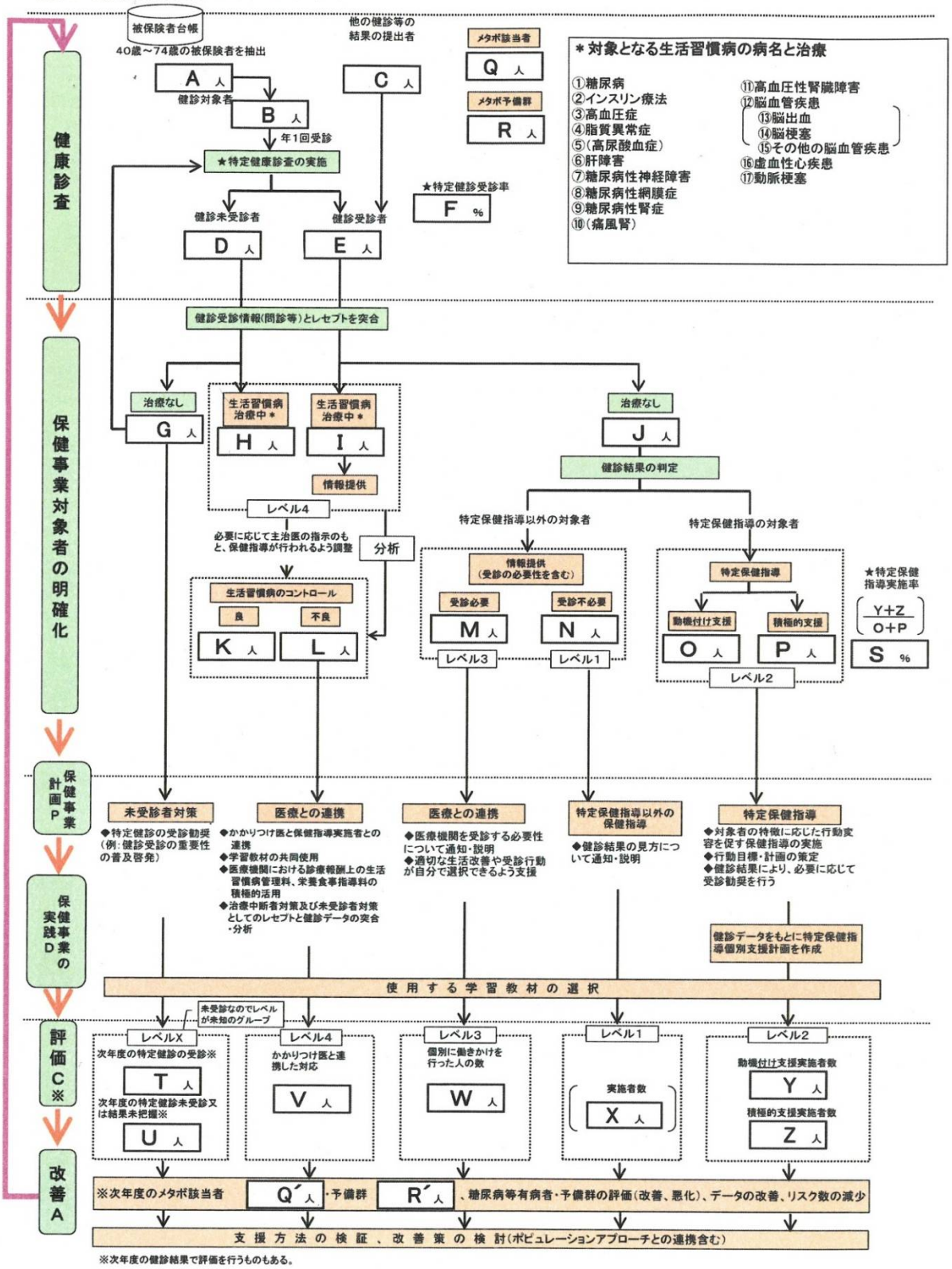

糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導対象者見込み・目標値　【参考資料 5】

<table>
<tr><th rowspan="2">優先順位</th><th rowspan="2">様式5-5</th><th rowspan="2">保健指導レベル</th><th rowspan="2">支援方法</th><th colspan="3">対象者見込み（目標値）</th></tr>
<tr><th>H30 年度</th><th>H32 年度
中間評価</th><th>H35 年度
最終評価</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>O</td><td>動機付け支援</td><td rowspan="2">◆対象者に応じた行動変容を促す保健指導の実施
◆健診結果により、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行う</td><td>997 人
（40%）</td><td>1,409 人
（45%）</td><td>2,432 人
（60%）</td></tr>
<tr><td>P</td><td>積極的支援</td><td>270 人
（40%）</td><td>381 人
（45%）</td><td>658 人
（60%）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>M</td><td>情報提供
（受診必要）</td><td>◆医療機関への受診勧奨
◆適切な生活改善や受診行動が自分で選択できるよう支援</td><td>6,279 人</td><td>7,887 人</td><td>10,209 人</td></tr>
<tr><td>3</td><td>D</td><td>健診未受診</td><td>◆特定健診の受診勧奨
・未受診者勧奨通知の送付
・ポピュレーションアプローチによる健診受診勧奨（市広報紙、ホームページ等）</td><td>54,466 人</td><td>45,023 人</td><td>31,791 人</td></tr>
<tr><td>4</td><td>N</td><td>情報提供</td><td>◆個人へのわかりやすい情報提供
・検査値の意味や疾病リスクとの関係性について説明
・生活習慣についてのアドバイス</td><td>6,858 人</td><td>8,614 人</td><td>11,151 人</td></tr>
<tr><td>5</td><td>I</td><td>情報提供</td><td>◆個人へのわかりやすい情報提供
◆かかりつけ医との連携
◆治療中断者対策及び未受診者対策としてのレセプトと健診データの突合・分析</td><td>14,965 人</td><td>18,797 人</td><td>24,333 人</td></tr>
</table>